

3 平成14年2月12日申請（平成14年（争）第2号）（接続に必要な工事）

（1）経過

平成14年	
2月12日	ビー・ビー・テクノロジー株式会社（以下「BBT」という。）から、あっせんの申請。（⇒（2））
13日	委員会から、西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
15日	あっせん委員（吉岡委員、瀬崎特別委員、東海特別委員及び土佐特別委員）の指名。
3月20日	NTT西日本から、答弁書の提出。（⇒（3））
22日	両当事者から意見の聴取。
4月4日	両当事者から意見の聴取。 あっせん委員から、あっせん案の提示。（⇒（4）） BBTが、あっせん案を受諾。
9日	NTT西日本が、あっせん案受諾を拒否。（⇒（5）） あっせん打ち切り。委員会から、両当事者に対して、その旨を通知。

（その後の経過）

平成15年

2月14日 ソフトバンクBB株式会社（以下「ソフトバンクBB」という。）から、仲裁の申請。

5月16日 ソフトバンクBBから、協議再開命令の申立て。

※ 平成15年1月、BBTは、ソフトバンクネットワーク株式会社、ソフトバンク・イーシーボールディングス株式会社及びソフトバンク・コマース株式会社との合併により、ソフトバンクBBとなった。

（2）申請における主な主張

ア 申請の内容

NTT西日本の局舎におけるMDFジャンパ工事について、BBT自身による工事が実施できるようあっせんを求める。

イ 協議不調の理由

NTT西日本に対して自前工事の実施について要望したが、MDFでの作業スペースが十分確保できない局舎が多いこと、大量にMDFにおける工事があること等を理由として拒絶されており、その後の協議は進展していない。

(3) 答弁書における主な主張

ア MDFジャンパ工事は、電話サービスにおける生命線でもある電話通信線の切断を伴う工事であり、NTT西日本がコントロールすることのない第三者に工事をさせることは、NTT西日本として認められない。

イ MDFジャンパ工事については、現時点においては、NTT西日本は問題なく工事を実施しており、BBTによるMDFジャンパ工事の自前工事を認めるほどの必要性は認められない。

(4) あっせん案

「1 NTT西日本は、接続事業者によるMDFジャンパ自前工事にあたっての問題点発掘のために、場所と期間を限定して以下の条件により自前工事をBBTが行うことを認める。

- (1) 各個の工事にあたっては、個々の電話加入者の承認を要するものとする。
- (2) 選定される施工業者、遵守されるべき施工基準・安全管理規程及び工事数量・工事日程の決定については、BBT及びNTT西日本において協議を行う。
- (3) BBTによる自前工事に起因する事故等においては、同社がNTT西日本に対して責任を負うこととし、NTT西日本は電話加入者から損害賠償を請求された場合にはこれをBBTに対して求償する。NTT西日本による工事と同時刻・同一場所において行われる場合のBBTにおいて負うべき責任の範囲の決定についてはBBT及びNTT西日本において協議を行う。

2 上記期間終了後の自前工事の継続・拡大の是非及び継続・拡大する場合の工事の条件については、上記期間中の実態を踏まえ、BBT及びNTT西日本において協議を行う。

3 接続事業者による自前工事が行われない場所又は期間において、NTT西日本がMDFジャンパ工事を行う際には、利用者から申込があつてからMDFにおける接続によりDSLサービスが開始されるまでの標準的な開通工事期間を4営業日以内とするよう、NTT西日本において早急に措置を講じる。 」

(5) あっせん案受諾の拒否に際しての主な主張

委員会提示のあっせん案については受諾できない。

(理由)

DSLサービス利用予定者への工事期間短縮という限られた利便と電話サービス利用者全体への適切なサービスレベルの維持を比較衡量した上で、あっせん案では電話サービス利用者全体への良好なサービス提供への障害という懸念が解消されない。